

小項目「〇〇系の疾患」の中の小項目の例示「その他の疾患」についてまで、適切な治療薬の選択や使用上の注意なども出題されるとなると、学生の負担が格段に増すことになる。

○意見6：

〈該当箇所〉

病態・薬物治療 - 薬物治療 - 疾患と薬物治療-小項目の例示の癌の扱い

〈意見内容〉

「小項目」血液系の疾患の中の「小項目の例示」に白血病や悪性リンパ腫などが、「小項目」消化器疾患の中の「小項目の例示」に消化器系癌が、同様に生殖器疾患に前立腺癌と子宮癌が、内分泌系疾患に乳癌が記載されている（その他の癌は略）。さらにこれらの癌はまとめて「小項目」悪性腫瘍の病態と治療の中の「小項目の例示」にも記載されている。二度出てこないように整理したほうが良い。もし、意図的に二度記載したのであれば、その意図を説明すべきである。

〈理由〉

癌のみを二重に記載する理由は見当たらない。

○意見7：

〈該当箇所〉

実務 - 薬剤師業務 - リスクマネジメント - 安全管理

〈意見内容〉

「院内感染の代表事例と回避方法」を「院内感染の代表事例と薬剤師の役割」に変更する。

〈理由〉

回避方法となると、院内全体としての対応を考えなければならず、他職種への対応等も把握していなければ解答できない出題も考えられるので、薬剤師の役割に限定した方はよいと思われます。

○意見8：

〈該当箇所〉

実務 - 病院業務 - 病棟業務 - 薬剤管理指導業務

〈意見内容〉

小項目の例示に「医薬品の適正使用の意義」を追加する。

〈理由〉

現在の病棟業務では、薬剤師は積極的に医薬品の適正使用に携わっています。たとえば、抗菌薬の適正使用は耐性菌を発生しないように薬剤師はモニタリングします。この

ように、医薬品が適正に使用されているのかを判断することが薬剤管理指導業務の主な業務となっているので追加した方がよいと思われます。

●用語について

○意見1：

〈該当箇所〉

物理・化学・生物・生命体の成り立ち・細胞内小器官

〈意見内容〉

この小項目は「細胞内小器官」ですが、「細胞小器官」にすべきです。

〈理由〉

薬剤師国家試験では以前は「細胞小器官」で、途中から「細胞内小器官」で出題されています。またコアカリでも「細胞内小器官」となっています。確かに用語的には両方使われていますが、「細胞小器官」がより一般的です。

○意見2：

〈該当箇所〉

物理・化学・生物・生命体の成り立ち・微生物・ウイルス・細菌

〈意見内容〉

例示に「好気性菌、嫌気性菌」とありますが、「好気性菌、通性嫌気性菌、偏性嫌気性菌」とすべきです。

〈理由〉

好気性菌と通常に通性嫌気性菌は実際上区別が付きにくいものがあり、操作上も同一（大気中での生育）です。それに対して偏性嫌気性菌は酸素存在下で生育させることが出来ず、細菌の分類としては、「好気性菌および通性嫌気性菌」と「偏性嫌気性菌」にわけられるものです。もちろん微好気性菌など中間的な菌も存在しますが、基本を押さえるべきです。なお、医療系で「嫌気性菌」として「偏性嫌気性菌」を示して出題されていますが、これも用語としてきちんとすべきです。

○意見3：

〈該当箇所〉

物理・化学・生物・分子レベルの生命理解・細胞を構成する分子

〈意見内容〉

この中項目中の小項目には「・・・の生合成・代謝経路」という言葉が散見されます。すべて「・・・代謝」とすべきです。

〈理由〉

「代謝」という言葉には「合成」も含まれます。ここでは「代謝」＝分解という考え

方で使っているように思われます。

○意見4：

〈該当箇所〉

病態・薬物治療・薬物治療・病原微生物・悪性新生物・感染症

〈意見内容〉

小項目の例示のなかに「溶結性連鎖球菌」とあるのは、「溶血性レンサ球菌」とすべきです。

〈理由〉

「血」の字は単なる変換ミスと思いますが、「レンサ球菌」は「連鎖」と漢字で書かないことというのが日本細菌学会での定義ですし、微生物学用語集でもそうです。非専門家の慣用的用法を漫然と記載することは不適切です。同じように医療分野での過去間では「肺炎球菌」が当たり前のように使われていますが、これも「肺炎レンサ球菌」と表記すべきです。微生物の専門家を検討委員に加えることを切望します。

○意見5：

〈該当箇所〉

病態・薬物治療・薬物治療・疾患と薬物治療（呼吸器系疾患）・呼吸器・胸部の疾患

〈意見内容〉

小項目の例示の中の肺気腫、慢性気管支炎を慢性閉塞性肺疾患とすべき。

〈理由〉

従来は肺気腫と慢性気管支炎を併せて、現在では慢性閉塞性肺疾患（COPD）というのが一般的です。

○意見6：

〈該当箇所〉

病態・薬物治療・薬物治療・疾患と薬物治療（呼吸器系疾患）・呼吸器・胸部の疾患

〈意見内容〉

小項目の例示（その他の疾患）の中の「高速性肺疾患」は「拘束性肺疾患」が正しいのではないのでしょうか。

〈理由〉

変換ミスではありませんか。

意見

[出題基準(案)]

(1) 該当箇所 (2) 出題項目

意見内容 出題は、この出題基準に沿って成されるものであって、出題はすべてこの範囲内とするのが当然ではないか。

理由 「出題基準」を出題に際し、準拠すべき基準であって、出題がすべてこの範囲に拘束されないとなっている。何故、この様な表現をするのか理解に苦しむため。

(2) 該当箇所 (3) 留意事項 ①一般的な留意事項

意見内容 「各種基準などの数値は、記憶することが必須又は極めて有用な数値である場合を除いて、数値そのものを問う出題はしないこととする。」ことを出題基準に明記するべきである。

理由 臨床現場で記憶することが必須又は極めて有用な数値を、国家試験の段階で記憶しておくことは重要である。一方、そうでない数値についてはその都度調べることで、臨床的には対応可能である。さらに、医師国家試験においても同様の対応になっているため。

(3) 該当箇所 (3) 留意事項 ②必須問題及び一般問題における留意事項

意見内容 一般問題の問題形式を明示すべきである。

理由 必須問題には問題形式が指示されているため。

(4) 該当箇所 (3) 留意事項 ③各領域における留意事項 [物理・化学・生物]

意見内容 上記の領域に関しては、極めて範囲が広いので、留意事項の項目として、「物理・化学・生物に係わる問題が偏らないように、できるだけ出題数が均等になるよう留意する」との文言が必要と思われる。

理由 特に「化学」に関しては、留意事項「医薬品の性質を理解すること」を主題とし、有機化合物としての医薬品の物性、反応性、分子レベルでの医薬品の作用機序等に関する基礎的理解と、基本的な知識を複数組み合わせた応用力を問う問題を中心に出题するとある。この点に関し、これまで出題されていた医薬品の合成に関する問題は、出題基準には含まれないと理解して良いか。その場合、別表I中に、「目的化合物の合成」が含まれることと矛盾はないか。この部分はCBTの出題範囲からも一部除外されており、出題範囲に含めるべき内容であり、留意事項に関する文章も整合性のとれた

ものとするべきではないか。

(5) 該当箇所 (3) 留意事項 ③各領域における留意事項 [衛生]

意見内容 「衛生関係法規としての学校保健安全法」について、この法律の内容から主として学校感染症や学校薬剤師に関する内容を出題範囲に組み込むことを想定していると考えられるが、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」において学校感染症に該当する項目がないこと、あるいは学校薬剤師はコアカリキュラムでは「C18 薬学と社会：(3) コミュニティーファーマーシー [地域薬局の役割]」に含まれている。「衛生」の範囲と指定するなら、コアカリキュラムとの整合性も含めて、もう少し詳細な説明が必要である。また、衛生領域のコアカリキュラムでは感染症法の分類が小項目として記載されているが、衛生関係法規に「感染症法」が記載されていない。

理由 留意事項をそのまま解釈すると、感染症法に関する問題は「衛生」では出題されない（出題されるとすると「法規・制度・倫理」になるのか）ことになる。この点を明確化すべきであるため。

(6) 該当箇所 (3) 留意事項 ③各領域における留意事項 [薬剤]

意見内容 薬物動態と薬剤の問題はバランスを考慮して出題するとある。バランスの意味を明確にすべきである。

理由 問題数、難易度など基準が不明確なため。

[別表Ⅰ 物理・化学・生物]

(1) 該当箇所-----大項目 「物質の物理的性質」

中項目 「物質の構造」

小項目 「化学結合」

意見内容 上記の小項目の例示に、「電子配置」という項目を追加すべきである。

理由 化学結合における各原子の電子配置に関する知識は、最も基礎的なものであり、分子の形や軌道の混成とも密接に関係する考え方である。また、「分子軌道法」の概念が例示に挙げられていることから、原子価結合法の基礎となる電子配置は例示する意味があると考えられるため。

(2) 該当箇所-----大項目 「生体分子の構造」と「化学物質の性質と反応」

中項目 「生体分子の解析法」と「化学物質の構造決定」

意見内容 「化学物質の構造決定」を「大項目-----化学物質の分析」の中項目に移動し、

「生体分子の解析法」もこれに含める。

理由 上記の2つの中項目に含まれる分析法各種（特に核磁気共鳴スペクトル、質量スペクトル、旋光度測定、円二色性測定など）に関し、対象が「生体分子」と「化学物質」とで異なるため、この領域内での重複は仕方ないと思うが、機器分析学の観点から、分析法そのものの内容は同一であるところがほとんどなので、この領域内の項目として整理する必要があるため。

(3) 該当箇所-----大項目 「生体分子の構造」と「生体分子・医薬品の化学」

中項目 「生体分子の立体構造と相互作用」

意見内容 上記の中項目を、「生体分子・医薬品の化学」の「中項目-----生体分子のコアとパーツ」の後に移動する。

理由 基本構造の上に立体構造は成り立つ。従って、これらを物理と化学の分野に分けて出題する意味がなく、相互作用も同じく、化学構造に立脚したものであるため。

(4) 該当箇所-----大項目 「生命体の成り立ち」

①中項目 「細胞の構造と機能」

小項目「細胞膜」と「細胞内小器官」

意見内容 上記の2つの小項目を統合する。

理由 例示されている「細胞質」、「細胞骨格」、「細胞壁」は、細胞小器官とは言い難く、「膜動輸送」や「エンドサイトーシス」は明らかに「細胞膜」関連の命題である。従って、小項目を分けて例示する理由がない。

②中項目 「生命体の誕生」

小項目 「遺伝と疾患」

意見内容 上記の小項目を、「遺伝」のみとし、小項目の例示「遺伝子変異」および「染色体異常による疾患」を削除する。

理由 中項目の意図するところを勘案すれば、「疾患」と切り離すべきであり、また、例示においては、前者は大項目「遺伝子」に、また後者は大項目「遺伝子操作・遺伝子工学」で十分問えるし、実際に該当する例示も存在する。項目間での重複を否定するものではないが、この中項目で問う必要はない。

(5) 該当箇所-----大項目 「分子レベルの生命理解」

①中項目 「細胞を構成する分子」

小項目 「ビタミン、無機質の種類・構造と特性」

意見内容 上記の小項目を2つに分け、「ビタミン」及び「必須微量元素」とする。

理由 例示として「ビタミン」では「水溶性ビタミン」および「脂溶性ビタミン」のみとし、各名称は割愛する。「必須微量元素」にはいくつかの例を示す。無機質に関しては構造を問う問題は必要ない。ビタミンについては「水溶性」および「脂溶性」と表記すれば、通常、内容は容易に理解されるので、名称を列記する必要はない。一方、無機質については、ここでは生体に必要な金属を指すので「必須微量元素」とし、含量や重要度を考慮してある程度の例示を行う必要がある。

②中項目 「遺伝子」

小項目 「遺伝子多型と生体への影響」

意見内容 上記の小項目を「遺伝子多型」とし、小項目の例示「疾患関連遺伝子」を削除する。

理由 中項目「遺伝子操作・遺伝子工学」の小項目に「疾患関連遺伝子」の項目があり、統合して差し支えない。

③中項目 「タンパク質」

小項目 「タンパク質の取扱い」

意見内容 上記の小項目の例示に、「タンパク質のアミノ酸配列決定法（エドマン分解）」を加える。

理由 DNAの塩基配列決定法については記載されている。また、旧国家試験でも出題されており、重要な項目であるため。

④中項目 「遺伝子操作・遺伝子工学」

小項目 「ゲノム情報と創薬」

小項目の例示 「SNPsの種類（分類）と意義」

意見内容 上記の小項目の例示を、大項目-----「分子レベルの生命理解」、中項目-----「遺伝子」の小項目「遺伝子多型と生体へ影響」に移動する。

理由 「遺伝子多型と生体へ影響」の例示に、SNPの記載があり、統合して差し支えない。

[別表Ⅲ 薬理]

(1) 該当箇所-----大項目 「薬物の効き方」

①中項目 「循環器系に作用する薬」

小項目 「その他の循環器疾患治療薬」